

一般社団法人山口県銀行協会定款

(2023. 3. 31 改)

下関市入江町2番12号

一般社団法人山口県銀行協会

目 次

| | | | |
|---------|-----------|-------|-----|
| 第 1 章 | 総 則 | | 1 頁 |
| 第 2 章 | 目的及び事業 | | 1 |
| 第 3 章 | 社 員 | | 2 |
| 第 4 章 | 社 員 総 会 | | 4 |
| 第 5 章 | 役 員 | | 6 |
| 第 6 章 | 理 事 会 | | 8 |
| 第 7 章 | 会 計 | | 9 |
| 第 8 章 | 定款の変更及び解散 | | 1 0 |
| 第 9 章 | 公告の方法 | | 1 1 |
| 第 1 0 章 | 事 務 局 | | 1 1 |
| 第 1 1 章 | 雑 則 | | 1 1 |
| 第 1 2 章 | 附 則 | | 1 2 |

一般社団法人山口県銀行協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人山口県銀行協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を山口県下関市入江町 2 番 1 2 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本協会は、銀行とりひき相談、一般経済の活性化および社会健全化に関する事業を行い、一般経済及び社会の発展と繁栄に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 銀行営業及び業務一般に関する社員、関係官庁、その他との連絡、連携
- (2) 関係官庁その他に対する建議並びに答申
- (3) 苦情、相談処理に係る銀行とりひき相談所の設置、運営
- (4) 金融並びに経済に関する調査及び研究
- (5) 中小企業等に対する金融の円滑化に資する活動
- (6) 金融犯罪の防止に関する企画及び社員等に対する支援
- (7) 反社会的勢力介入排除に関する関係省庁等との連携及び社員等に対する支援
- (8) 社員の職員等に対する研修及び支援
- (9) 金融機関関係者相互の親交、連絡及びそのための施設の設置、運営
- (10) 社会貢献活動への参加
- (11) その他本協会の目的を達成するために必要と認める事項

第 3 章 社 員

(法人の構成員)

第 5 条 本協会は、山口県下において本店又は支店等の営業拠点を有する銀行であって、次条の規定により本協会の社員となった者をもって構成する。

(社員資格の取得)

第 6 条 本協会の社員になろうとする銀行は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2. 承認を得た銀行が加入金を完納したとき、業務執行理事は、申込書に記載した事項を社員名簿に登録し、これを社員に通知しなければならない。
3. 申込銀行は、社員名簿の登録によって、社員としての資格を取得する。
4. 前項の社員名簿には、社員名、所在地、加入年月日、代表者名を記録する。
5. 社員名簿に記載した事項に変更を生じたときは、社員は1週間以内に書面をもってこれを本協会に通知しなければならない。
6. 前項の通知があったときは、業務執行理事は、社員名簿に変更事項を記載し、これを社員に通知しなければならない。

(加入金及び経費分担金)

第 7 条 本協会の社員は、加入金及び経費分担金を支払う義務を負う。

2. 加入金及び経費分担金の算出基準は、社員総会において定める。
3. 既納の加入金及び経費分担金は返還しない。
4. 特別の費用を必要とする場合には、社員総会の決議を得て臨時経費分担金を徴収する。

(任意退会)

第 8 条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の同意による決議により当該社員を除名することができる。

この場合、当該社員に対し、社員総会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第5条の資格を喪失したとき。
- (2) 第7条第1項の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (3) 総社員が同意したとき。
- (4) 破産の宣告を受けたとき。
- (5) 解散又は合併により消滅したとき。

2. 社員がその資格を喪失したときは、本協会に対するすべての権利を失う。

(社員資格の承継)

第11条 社員が次のいずれかに該当する場合には、各号に定める銀行は、社員の資格を承継することができる。

- (1) 他の銀行と合併し、当該他の銀行が存続する場合・・・存続する銀行
- (2) 合併により新銀行を設立する場合・・・設立される銀行
- (3) 分割又は営業譲渡により、営業の全部を他の一の銀行に譲渡し、かつ、前条第1項第1号又は第6号により社員の資格を喪失する場合・・・営業を譲り受ける銀行
- (4) 分割又は営業譲渡により、営業の全部又は一部を当該社員の子会社である銀行、親会社である銀行、又は親会社の子会社である他の銀行に譲渡し、かつ、前条第1項第1号又は第6号により社員の資格を喪失する場合
 - ① 営業の全部又は一部を他の一の銀行に譲渡するときは、その銀行
 - ② 営業の全部又は一部を他の複数の銀行に譲渡するときは、その複数の銀行のうち当該社員が指定する一の銀行
- (5) その他理事会が適当と認める場合・・・理事会が指定した銀行

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事及び顧問の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」(以下法人法) 第13条第1項にもとづく役員等の責任の一部免除及び限定
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 理事会において社員総会に付議すべきことを決議した事項
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会と臨時社員総会とする。定時社員総会は毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催し、臨時社員総会は必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、緊急の場合は、社員全員の同意を得て、招集の手続きを経ることなく開催できる。

2. 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。
3. 社員総会の招集の通知は、社員総会の日々の1週間(総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは2週間)前までに発する。

(議 長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当る。会長に事故あるときはその社員総会において出席した理事の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除及び限定
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使・議決権の代理行使等)

第19条 止むを得ない事由のため社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法によって議決権を行使、他の出席した社員に委任することができる。

2. 前項の場合における前条の適用については、その社員は出席したものとみなす。

3. 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

4. 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び出席した理事のなかから、議長が指名した議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上13名以内
- (2) 監事 1名以上3名以内
2. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
3. 理事のうち1名を会長、1名を常務理事とする。
4. 前項の会長をもって「法人法」上の代表理事とし、常務理事をもって同法91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の代表者（当該社員の代表として本協会に対してその権利を行使する者をいう。以下同じ）の中から選任する。ただし、理事1名及び監事1名は社員の代表者以外の者から選任することができる。

2. 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
3. 常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行し、常務理事は、本協会の業務を分担執行する。
3. 会長は、本協会を代表し、会務を総理する。
4. 会長及び常務理事は、毎事業年度に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 役員に欠員が生じた場合、補欠選任を行う。
4. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
5. 理事又は監事は、第21条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、社員総会の決議により解任することができる。

(顧問)

第27条 本協会に顧問を置くことができる。

2. 顧問は、理事会において選任する。
3. 顧問は、総会に臨席して意見を述べることができる。

(責任免除または限定)

第28条 理事又は監事の本協会に対する損害賠償責任は、総社員の同意がなければ、免除することができない。

2. 前項にかかわらず、本協会は、役員「法人法」第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、「法人法」第114条第1項に基づき、理事会の決議によって、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

3. 第1項にかかわらず、本協会は、外部役員との間で、「法人法」第111条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく損害賠償責任の限度額は、本協会があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。但し、常勤の理事及び外部監事、顧問に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第30条 本協会に理事会を置く。

2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び常務理事の選定及び解職
- (4) その他法令又は本定款に別に定める事項

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2. 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。
3. 理事会の招集の通知は、理事会の日の1週間前までに発する。
4. 前項の規定にかかわらず、すべての理事及び監事の同意がある場合には、その招集の手続を省略することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、会長に事故等による

支障あるときは、その理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決 議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。

3. 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、第23条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

ただし、会長が出席しなかった場合は、出席した理事全員と監事が議事録に記名押印する。

(委員会)

第36条 必要に応じ、本協会に委員会を置く。

2. 委員会の設置または廃止は、理事会の決議を要する。

3. 前項に規定するもののほか、委員会について必要な事項は理事会において別に定める。

第 7 章 会 計

(事業年度)

第37条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第38条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 貸借対照表
- (5) 正味財産増減計算書
- (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (7) 財産目録

2. 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第三号、第四号、第五号及び第七号の書類については、定時社員総会に提出し、第一号及び第三号の書類についてはその内容を報告し、第四号及び第五号及び第七号の書類については承認を受けなければならない。

3. 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第40条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 本定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第42条 本協会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第44条 本協会の公告は、電子公告により行う。

2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 10 章 事 務 局

(事務局)

第45条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には所要の職員を置く。
3. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 雑 則

(定款の施行に必要な事項の定め)

第46条 本定款の施行に必要な事項で本定款に定めのない事項については、理事会がこれを決定する。

第 12 章 附 則

1. この定款は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. 本協会の最初の代表理事は福田浩一、業務執行理事は杉尾 整とする。
3. 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 35 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. この定款に定めのない事項は、すべて「法人法」その他の法令に従う。